

国際圧入学会 定款

(英語の原本から翻訳)

2007 年 2 月 16 日制定

2010 年 8 月 03 日改定

2017 年 6 月 22 日改定

2020 年 5 月 25 日改定

2024 年 5 月 24 日改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この学会は、国際圧入学会（以下「学会」と称する）という。学会の略呼称は「IPA」という。

(事務所)

第 2 条 この学会は、事務所を東京都港区港南 2 丁目 4 番 3 号におく。

(支部)

第 3 条 この学会は、理事会の承認によって支部をおくことができる。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 4 条 この学会は、実務者、発注者、研究者による産・官・学の国際的協力によって圧入工学の発展を図り、環境に配慮した建設を奨励し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この学会は、第 4 条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 根入れ構造物・壁体の計画・設計・施工を改善するために、杭専門施工業者、総合建設業者、設計者、発注者、材料供給業者、機械製造業者、そして大学等の研究者の間での、横断的な意見や情報交換の推進を奨励
- (2) 圧入工学を構成する地盤工学・環境工学・機械工学・計測工学・情報工学など多様な分野の技術者、研究者からなる技術委員会・作業部会による研究や開発の推進
- (3) 圧入工学の研究や実務に関する最新情報の蓄積・発信によって、実務に従事する技術者が抱える現実の問題解決への援助や、関係基準や規定を制定する政府機関への支援
- (4) 圧入工学に関する国際会議・シンポジウム・講演・セミナーなどの開催および開催支援
- (5) 圧入工学に関する研究・技術・実務成果の評価や、その表彰
- (6) 学会のウェブサイトや発刊物によって、国民や官公庁に対してさらなる圧入工学の認知度向上
- (7) 学会員相互の交流と専門的能力開発
- (8) その他、この学会の目的達成に必要な活動

第3章 会員

(会員の種別および称号)

第6条 会員は、つぎの3種とする。

正会員 : 圧入工学に関連する学歴もしくは実務経験を有し、本学会の趣旨に賛同する個人

法人会員 : 本学会の事業を後援する法人、組織

学生会員 : 大学院、大学、短期大学、高等専門学校等において圧入工学に関心のある学生

(入会と会費)

第7条 正会員、法人会員、学生会員となるには、入会に必要な所定の手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。

2. 法人会員は、入会と同時に、本学会に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「正会員代表者」という）を定めて本学会に届け出なければならない。正会員代表者を変更した場合も同様とする。
3. 会員は本学会の「規則」の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
4. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、つぎの事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判、または破産手続開始の決定
- (3) 死亡、失踪の宣告、または法人もしくは団体である会員の解散
- (4) 除名

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。

2. 会費を連続して2年以上滞納した会員については、その者が退会したものと認定して処理することができる。

(除名)

第10条 この学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

第4章 理事および監事

(理事および監事の定数)

第11条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。

- (1) 理事10名以上30名以内
- (2) 監事2名以内

(理事および監事の選任)

第12条 理事および監事は、正会員（法人会員の正会員代表者も含む）の中から総会で選任する。

2. 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名以内を定める。
3. 専務理事1名は、必要と認められる場合に会長が理事の中から指名し、理事会が承認する。
4. 理事および監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。

(理事の職務)

第13条 理事は、つぎの各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
 - (3) 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を監督するとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。
 - (4) 前各号以外の理事は、会長、副会長および専務理事を補佐し、理事会の議決によって会務を処理する。
2. 理事は、理事会において第18条に定める事項を審議表決する。
 3. 理事は、監事を兼ねることができない。

(監事の職務)

第14条 監事は、つぎの職務を行う。

- (1) 本学会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行について、法令、定款などに違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること
2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。
 3. 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事、監事、会長、副会長、専務理事の任期)

第15条 理事および監事の任期は2年とする。

2. 会長、副会長および専務理事の任期は、選任された時点から2年とする。
3. 理事および監事の任期は連続5期以内とする。理事および監事は連続5期の任期満了後、次回選任までは最低1年以上の期間を必要とする。但し理事が会長、副会長または専務理事に選任された場合、その役職にある限り上記の理事としての連続任期は延長されるものとする。
4. 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。
5. 会長、副会長および専務理事の任期の始期は、理事会で選任された時点からとする。
6. 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。
7. 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事、監事の報酬)

第16条 理事および監事には本学会の「規則」にて規定した報酬を支払うことができる。

第5章 会議

(理事会の組織と招集)

第17条 理事会は、理事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。

2. 理事会は、毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時理事会を招集しなければならない。
3. 付属定款に従って指名される会長経験者代表は、理事会に出席し、意見を述べることができ

る。ただし、会長経験者代表が理事でないときは、理事会で投票することはできない。

(理事会の議決事項)

第18条 理事会は、総会に提出する議案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。

2. 理事会は、理事会によって決議された内容の範囲内で、学会の運営を運営委員会に委託することができる。運営委員会は、会長、会長経験者代表、付属定款に従って推薦された次期会長候補者、専務理事、事務局長および理事会が必要と認めた常設委員会の代表によって構成される。
3. 常設委員会は、運営委員会の職務を支援する。常設委員会の委員長は、会長が理事の中から指名し、理事会が承認する。

(理事会の定足数および議決)

第19条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面（電子メールを含む）をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の構成および招集)

第20条 総会は、第6条に定める正会員および第7条第2項に定める法人会員の正会員代表者をもって構成する。

2. 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。
3. 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 監事が必要と認めたとき
 - (3) 正会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
4. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の招集方法)

第21条 総会の招集は、開催2週間前までに、総会の日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面（電子メールを含む）をもって各会員に通知する。

(総会の定足数および議決)

第22条 総会は、正会員および正会員代表者の現在数の過半数以上の出席によって成立する。ただし、当該事項につき書面（電子メールを含む）をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2. 総会における正会員および正会員代表者の議決権は各1個とし、すべての議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第23条 総会は、つぎの事項を議決する。

- (1) 理事および監事の選任
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産への繰入

- (6) 長期借入の承認
- (7) 基本財産の処分または担保の設定
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) その他理事会において必要と認めた事項

(議事録)

第24条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名が署名の上議長がこれを保存する。

(総会の決議事項の通知)

第25条 総会の決議事項は、会員に通知する。

第6章 事務局および職員

(事務局および職員)

第26条 この学会に会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

- 2. 職員の任免は、理事会の議決を経て会長が行う。
- 3. 事務局の職制その他は別にこれを定める。
- 4. 事務局長は、会長が指名する。

第7章 資産および会計

(資産の区分)

第27条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。

基本財産： 総会において繰入れを議決された財産

運用財産： 会費、事業活動から生ずる利益、資産から生ずる利益、寄付金その他基本財産以外の財産

(基本財産の処分に関する制限)

第28条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経てその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(会計年度)

第29条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければ、変更することはできない。

(解散)

第31条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 3 2 条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 9 章 補則

(定款施行)

第 3 3 条 この定款施行に必要な「付属定款」および「規則」は、理事会の議決を経て定める。

第 3 4 条 この学会は日本法の下で設立され、存続するものであり、この学会および定款に関わる事項で紛争、意見の相違などが生じた場合には、まず関係者間の話し合いにより解決をはかるものとする。かかる話し合いで問題の解決がはかれない場合にあっては、問題の解決は、日本国東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

第 3 5 条 この学会の「定款」、「付属定款」、「規則」で使用される公用語は英語である。

付則

この定款は、2 0 0 7 年 2 月 1 6 日から実施する。